

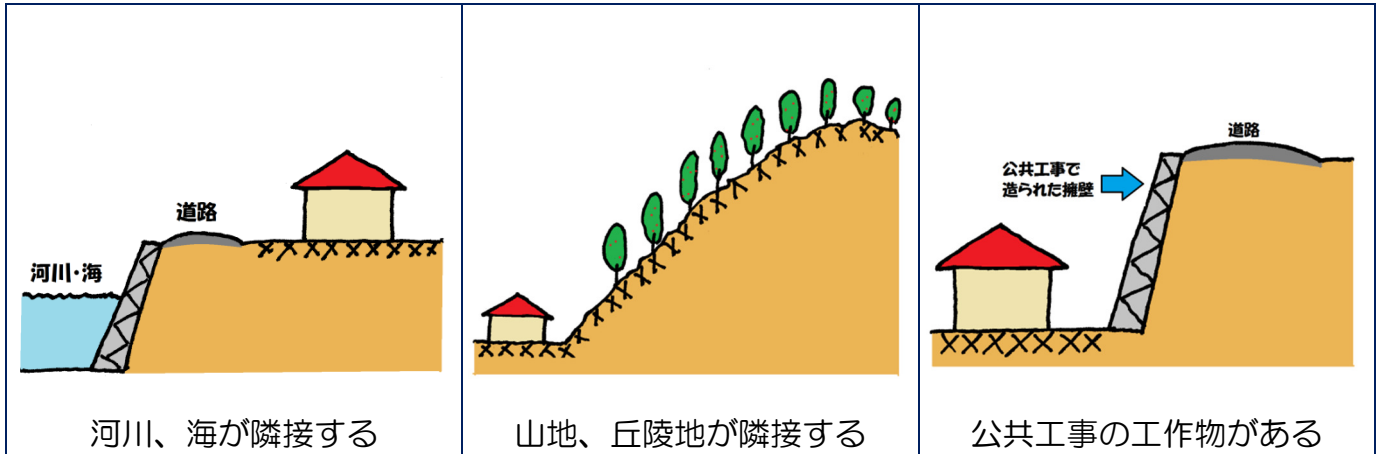
高低差、がけ、急傾斜がある敷地の建築計画について

敷地の周辺に高低差、がけ、丘陵地などがある場合は状況に応じて、複数の異なる法令が適用されます。また、適用される法令により対応窓口が異なります。

以下を参考に計画を進めてください。

1. 敷地周辺に高低差等がないかチェック

★敷地チェックのポイント！



2. このような敷地であれば、次の3つに該当しないかチェック

★1 がけ（八代市建築基準条例第2条）

高さ2mを超える高低差のあるがけに近接する場合、規制がかかります。

★2 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

（土砂災害防止法・建築基準法施行令第80条の3）

区域内に居室のある建築物を建てる場合、構造等に規制がかかります。
また、都市計画区域外でも建築確認申請が必要となる場合があります。

★3 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法・建築基準法第39条）

区域内は原則、住宅等の建築は不可です。ただし、急傾斜地崩壊防止工事の施工等により被害を受けるおそれがないと認められる場合は、建築可能です。

また、建築する際は、急傾斜地法による手続きが必要になる場合があります。

3. 担当窓口へ相談

以下の手順で相談・確認を行ってください。

① 必要な資料・情報の準備

- 現地の状況が分かる地図、図面、写真等。
- 予定建築物の配置がわかる図面等。
- 擁壁がある場合は、確認申請・検査が行われているかの確認。
- 県HPでレッドゾーン区域内外・急傾斜地崩壊危険区域内外の確認：

【土砂災害情報マップ】

<http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/sabo/kuiki/>

② 県南広域本部：工務課・維持管理課、八代市：土木課で相談

□土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について

- ・計画地がレッドゾーン内にあるか。
- ・構造計算に必要な「土砂の移動により想定される力」等の資料を取得。

□急傾斜地崩壊危険区域について

- ・計画地が急傾斜地崩壊危険区域内にあるか。
- ・計画地付近の急傾斜地崩壊防止工事の施工状況の確認。
- ・急傾斜地法による手続きの要否・許可申請等の相談。

③ 八代市：建築指導課で相談

□がけについて

- ・がけに該当するか。
- ・該当する場合の対応方法等の相談。

□土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について

- ・建築物がレッドゾーン内にある場合の対応方法等の相談。
- ・確認申請の要否の確認。

□急傾斜地崩壊危険区域について

- ・建築物が急傾斜地崩壊危険区域内にある場合の対応方法等の相談。

《対応窓口一覧》 ※◎…主な所管部署、○…対応可能な場合あり

担当部署	県南広域本部 工務課 (4階)	県南広域本部 維持管理課 (4階)	八代市 建築指導課 (新庁舎5階)	八代市 土木課 (新庁舎5階)
★ がけ条例				
・がけ条例について			◎	
・がけ地近接等危険 住宅移転補助金			◎	
★ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）				
・区域確認	◎	○		◎
・建築物の構造規制			◎	
・構造計算資料取得	◎			
・住宅移転補助金				◎
★ 急傾斜地崩壊危険区域				
・区域の確認	◎	◎		
・急傾斜地法による許可		◎		

●お問い合わせ先

	TEL	FAX	メールアドレス
県南広域本部：工務課	0965-33-4184	0965-33-4051	yatsudokoumu25@pref.kumamoto.lg.jp
県南広域本部：維持管理課	0965-33-4166	0965-33-4051	yatsudoiji25@pref.kumamoto.lg.jp
八代市：建築指導課	0965-33-4750	0965-33-4461	kenshido@city.yatsushiro.lg.jp
八代市：土木課	0965-33-4471	0965-32-1405	doboku@city.yatsushiro.lg.jp